通信全覽二編

類輯四

九十六

内閣文庫

番號	和 33005	
冊數	303 (213)	
函號	184	271

(外213)

国立公文書館
National Archives of Japan

類輯巻之四　拾遺之四　英國之部

申二月廿六日於中務大輔殿宅中務大輔殿若年寄方殿英國公使応接

セクレタールアールレコツク并通弁官ホン立会

一　今般女王より

大君殿下之書翰差越候ニ付右書翰ニ添出候

和蘭ミニストルより命し事之書翰さし

右書翰差出候右ハ船合未関候ハ

一　おりません

一　右書翰差出方之儀急きハ候ても不宜

秘閣圖書之章
日本政府圖書
内閣文庫

候得共御取扱等も無之候哉ニ付御沙汰
迄ハ申上置候間御取扱并日限之次調ニ上候
御沙汰可被下候

一 右書翰差出候ニ付而ハ讀譯之上許容之御沙汰可有
之候 右條約之御答書之通ニ而自然又差出候者
有之 右様之儀差出候儀 右ニ付而何とも
可申候

一 西洋各國之風儀ニ而ハ王君より國君
ニ而書翰差出候儀ハ無之候處國君ニ

差出候事ニ付右ニ振達候様之取計ニ
御取扱可被心得候事

一 蘭方ニ而も既ニ亞米利加國より國書差出候
節ニハ 右様ニ相成候て諸侯之儀も有之 何
連之國迄も同様取扱候心得ニ而相成恐之西洋
同様之儀ニ而も不相成候節ハ何とも唐之取扱
之事ニ候

一 來より右書翰ハ諸所方ニ而取扱 今
日本側ニ心得ニ而も無之候ニ付申上候

述候書物之内ニ相好候通ニ而御座候
可被仰付候

一 何連茂調兼候ニ付篤与打合可被存候

申出二有共九月日差出候由右先般中務大輔殿
差越候英書ニシエルセヨ〻〻ん〻アリんコウハ〻ん右写
候之通

書翰写左之通

一 右之
大君兄女王よりの書翰之内ニ而
都合次第相調之旨申出候先
頃之内大切ニ而延引不相成様得与
相調之儀早速不相私度右月限礼

武備之儀者外國之所行ヲ以近日之姿
修行仕候ニ付度御座候
一右申上候ニ承知仕候儀ニ付書類写持参
所之至極精撰之上
大君江茂入御覧可申候
一右書翰之上申立之儀者私共ニ於而取敢
而已之急ニ而御座候得者猶更國王
より之書翰ニ而も緩々私共ニ而茂
無益之至ニ御座候此所取扱振も失

敷ト申ニ當リ可申と存候
一捨置候儀ニ者無之候而ハ先般ゟ之混雑
之事ニ付是迄遅延及ひ当今更ニ相
障り候事不日ニ日限等相立可申事ニ候

第十壱

申四月廿日於東禅寺御用懸横濱應接掛英国通辨官ユースデンへ

筆談之内

一 横濱之事此程名ニ而申上候通右ハ

此節之通り戎法ホテル調中ニ而居候所これ迄

これ迄之通ニ而者違乱可有之候書付掛り之候

十分之儀御座候へ共雑事之事ニ候へ共

不快当分之事ニ付可有之旨金情ニ上候

可申上様心得候事ニ候へ共右様之儀可申

ノ事ニ候

一 右より是迄ハルリスを以て和親申入候處
相見込御届ケ上ケ候御取扱申立候ハルリス
よりも色々申立候事ニ付差控申候
一 同国之事も必得可有之候義
一 ことに御座候得共申付候得共必別段申上候
可申 右之各國之振合も有之候て此儀
並其外商家且又ハ速ニ差出候
頭議論も可有之候ニ付存候
別段之御取扱ニ付

一 此方ニても右様有之候ハゝ存分ニ相成一應心得
迄之事御取極候御沙汰候ハゝ
一 別段之方何ニても御沙汰次第相談
申候

廿八番

申四月廿六日差出

第二拾壱号

ハーレブリタニヤマーイエステイトの ワイスコンニュル　ユルユーステン

外國事務宰相

千八百六十年第六月十三日　江戸ニ而

不列顛使臣館ニ而

第四
工器
ホーゲ、エル、エーデル、ゲボー　レン、ヘール、ハル

リスト」の為免尓
大君尓諂諛する乃於る輩ハ
為る事を哭き報〔ミニストル〕を於く
遂ニ悦ハ無せ屋「ミニストル」乃己主
が諂諛ニ変し定むに速ニ於せ尓
為しと信し思へり是通ハーレ
マーイエステイトの来て輪飛牛
領受せる事数月なるを以て
あり

下略

此にあるハーレブリタニヤ、マーイエステイトの
ワイスコンシユル

エル ユースデン 記

四十四番

申六月三日達す

大貌利太尼亜特派公使全権ミニストル
ヱキセルレンシー
ルーセルホールトアールコツクヘ

以書翰申入候一昨年我
大君に謁見之為出府ありし節府中にて
あまたとも一体にて式法ある講究ありしも
右以来心よく承りし延引せしに近き西国

ミニストル謁見之了積ニ付引續一出許之ル
謁見之了控ニ罷出候と寸事ニ付別紙
式目之通ニ而差存堅之式出来申了
相違候之

萬延元年申六月三日　脇坂中務大輔
安藤對馬守

前書廉之通

式目載記

一 外國奉行之内ミニストル旅宿ヘ令案内
但途中西側ニ立並提燈出
立場と行列之了罷出候人通行
不相成様立處慢之と往来相成ル
事

一 通弁官之下馬所ニ而下乗ミニストル之大手
橋際ニ而下乗之事

但本文下ニ元所ニ別紙繪圖面附
札之場所標準と可為且ツ東玄関
前等雜人不都合無之様可制
事

一 御玄関階上ニ而外國事務取扱目付ヲ添
殿上之間ニ而相控 何レモ侍子袴ニテ

一 諸役人等出仕之面々官服着ニテ 是ハ直垂狩衣大紋
布衣風折烏帽子素袍等
夫々應階位之服也

但國王名ニテ御答國書持参第三ニアル

渡來初而之者 登城之上本文通官
服着ニ而後再登 城之節も
熨斗目長袴着用之事

一 外國事務取扱目付ヲ添一同出席及
挨拶

一 外國事務取扱目付等添大廣間迄出迎ヘ
謁役扣所ニ而越通并安否承候 此者ハ侍子袴ニテ

一 大目付ヲ以外國事務ニ而會釋有之以外國
事務掛添三之間上之二之間扱縁ニ扣有之通

一 弁官引續而罷立

外國奉行並席ニ而罷出御下段下より
二疊目ニ而相伏此時生國ニ而トルと披露
三方トル御下段下より四疊目ニ而又相御下
段上ヶ三疊目ニ進ミ謹相國書ヲ口上
中出し早而一相上ヶ差出候ニ而トル謹相
御會釋有之最前之通御下段下ヶ
四疊目弐疊目ニ而相伏退去
此相控之内通弁官ニ御下段板縁ニ

一 罷立

外國奉行御目付並席御車寄ニ際
相礼ニ退去

一 入御次掛老中若年寄一同大廣間
三之間ニ出座席四之間御張附際ニ御
奏者番一同出座席同所板縁ニ控ニ御
外國奉行並御用掛ニ而ニ一同出席
河上ニ而立 此附外國奉行並席ニ而トル三之間
中央ニ罷出

御目見之御礼中ニ而通詞官ハ去
従者控居候四之間ゟ退去
但御前通ニ有之通弁等ニ而出席之
通詞并出役之者口上之外国奉行通詞
江申聞通弁相済候ハヽミニストル口上之通詞
挨て外国奉行承り申聞
老中四之間ゟ御挨拶ミニストルニ向ひ会釈
有之ミニストル通詞案内ニ而四之間ゟ退去
外国奉行御目付差添

一 外国奉行并外国御用掛之面々一同如
今朝御玄関ゟ相越ミニストル通弁等
退去御玄関階上ゟ外国奉行御目付
差添
但如今朝外国奉行ミニストル旅宿迄
御送勿論送迎之其余途中も麻上下
着用之事

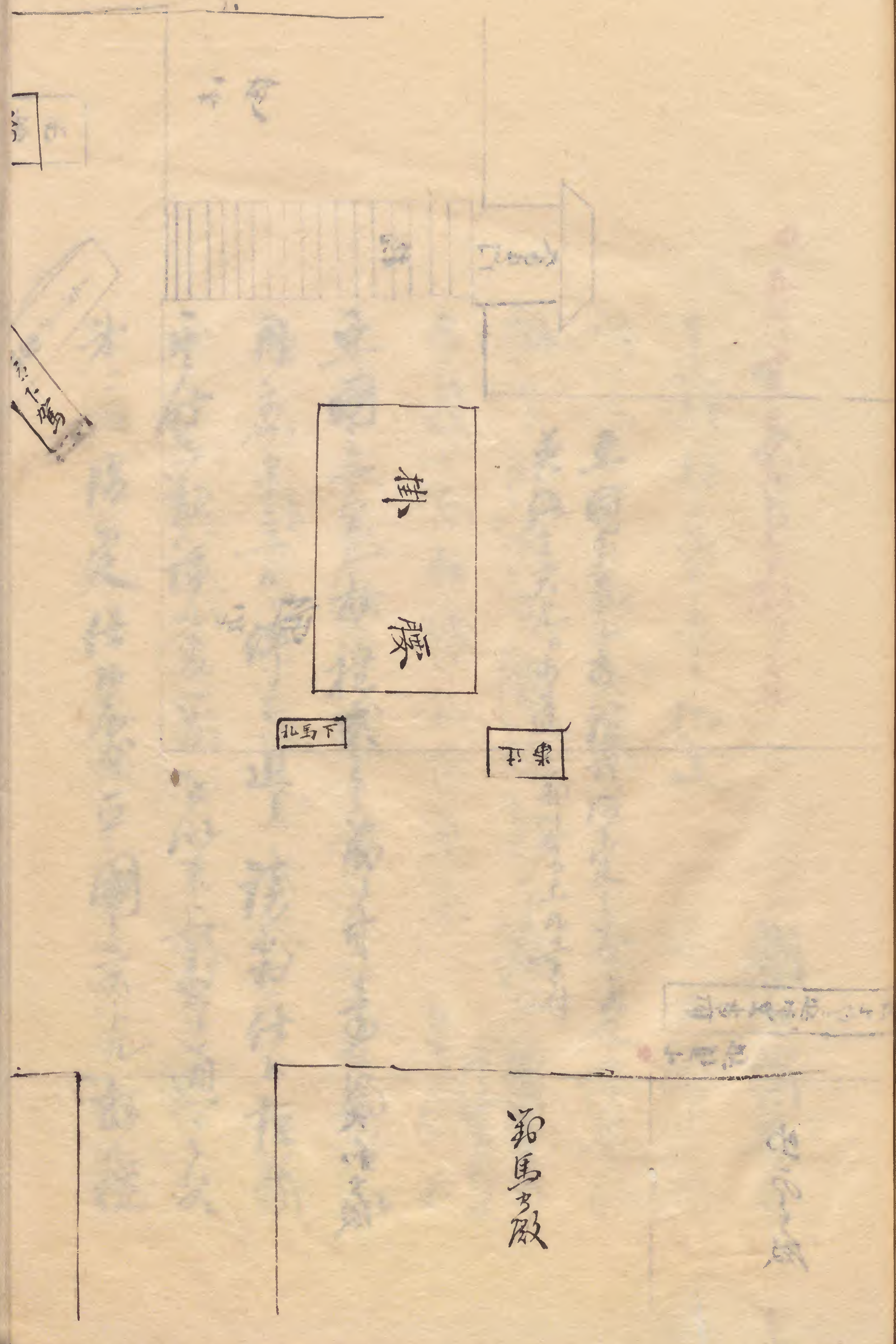
掛廏
下馬札
御馬廏

申五月廿九日勤ヶ屋敷ゟ上ル

亜國ニ而ドル相場式御定之義并
英仏ニ而ドルゟ直段之義ニ付申上候書付

亜國ニ而ドル相場式之義ニ付書類を以
再應申上候件ニ追々猶勘弁仕候様
御附之御勘定所書類を以申上候通ニ而
米ニ而相定仕候處亜國ニ而ドル相場

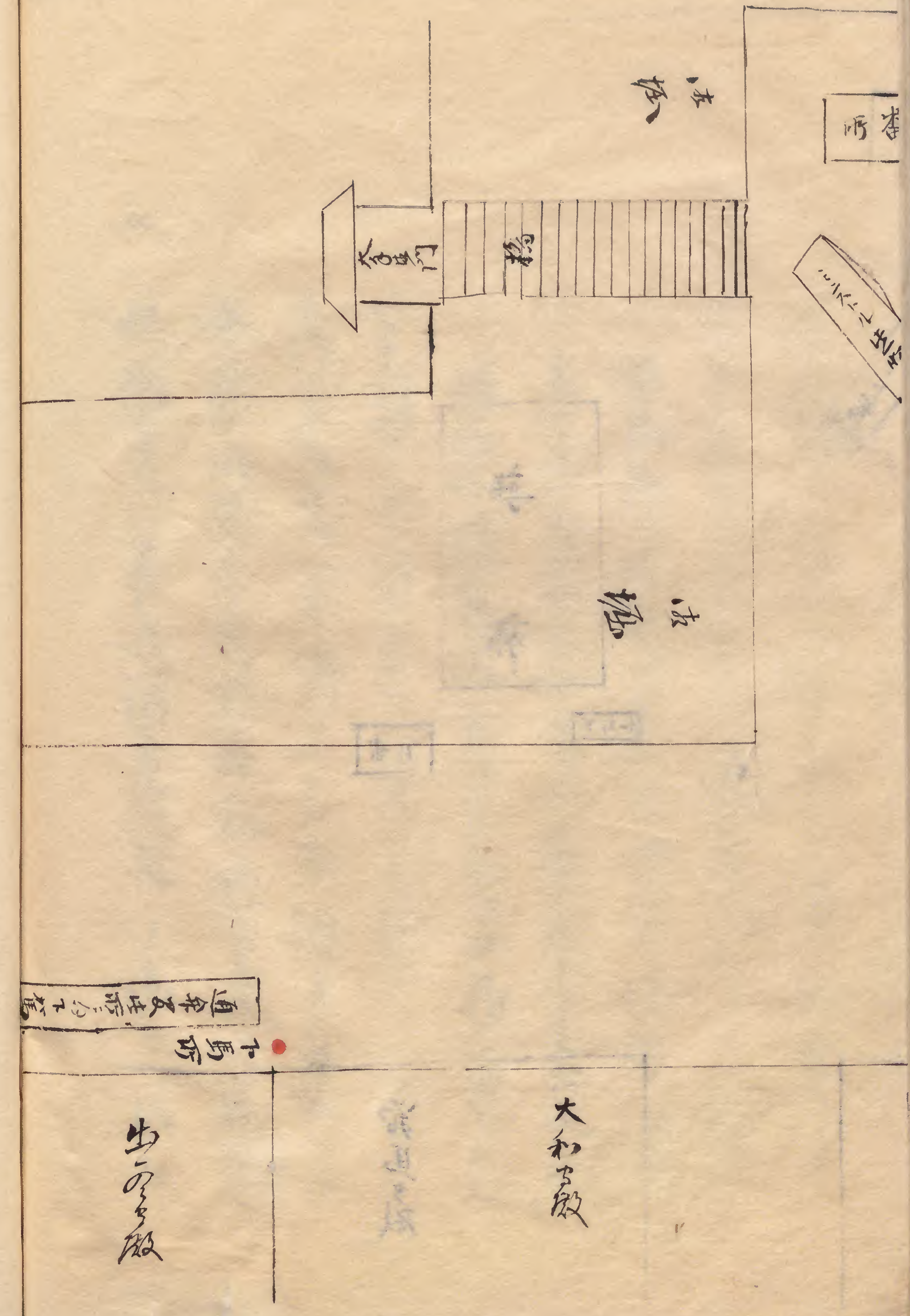

去ル御申上候英佛之儀ニ付右振
合を以引續相禮可然御付属之付
前段稽古等被進候處右等之者共被請
中ニ付上亜國相稽古候処其外義被進ト
未熟之分も都合可宜哉と奉存候
儀ニ付別段亜國相禮之式目并英
佛之三ケ國江被申編集申付立合候ニ付
申談候此段申上候　以上

申五月

溝口讃岐守

酒井隠岐守
竹本図書頭
鳥居越前守
水野筑後守

第五十四

第十四

申
六月廿四日於東禅寺堀織部正ミニストル応接書並通弁方立会之
ジ[illegible]対話之内

一 ミニストル拙僧之当日ゟ寺社奉行之廉申立
して達ありとも聞ハより当方諸事之取計方よ
申居候哉

一 右様之事ニ有之候ハ此段申立候ハゝ取計
返事可致候ハ

一 謁見之当日通行之道路其例之人家
可有之候ニ付其上ニ而其筋之ものへ申付候

応接之節

一 向後之事ニ付而者右之通不審之儀出来候節も
有之べく哉と存候

一 人数之儀ハ不残出帆之節ニ而応接
可然

一 川々或海浜ニ而乗ひ候所も有之候ハ

一 初而謁見之節ハ書役を以差出し或ハ目
ニ而も手紙を以差出し候上ニ而書面ニ而差出し

英国使節ハ大船ニ而乗参り謁見相成候

一

一 和文目録を被渡候ハゝ宜敷事ニ候得者
一 御返翰ニ付而ハ規則を以申遣候得者和文目録ニ
而取扱ニ付候而も上之疑ひも無之候得者
ニ目録を差上可申候

一 今般之儀ハ目録を差出候者之抜書之
儀ニ候

一 尤其之節申上候通り英国之儀ハ今般和親之儀を上
申近魯西亜和蘭亜墨利加ニも相通し
差出し或ハ申上候得者順序相成

今般此式目を被定候ニ付後々迄修行の未熟の
ものも自然手数を省き可申儀と存候

一 古来之法ニ候

此書物獨庵併法度勤而己ニ有之事
書候ハ唯大概ニ相心得候様[illegible]

一 近来諸国之流儀諸風習も不辨未熟
なるものハ三人五人の弟子を存し自ら法を退候ては
以之外なる儀ニて近ク書付差出候

一 勝手退候て無之書面を以て可申達候

無之而も相定候儀ハ追々遠慮可被申候

一 獨見之記部分も以書留之
面々ニ而要之儀を被成候ハ[illegible]
者安心仕難有[illegible]

一 [illegible]獨断之[illegible]
或作法[illegible]
諸[illegible]

四十四番

申六月廿三日受越

第七十七号

日本在留特派公使全権ミニストルシルルーセ
ルホールトアールコック

外国事務宰相台下に呈す
千八百六十年第八月於江戸殿利
古服之使臣勝為
大君に相謁せし一件附記に属せし
儀式に就ては過日台下の送り給へる

式目中更ニ解釈を得ざれバ
多く了解し難き由を以て
報告定制せし由ハ一昨日会話
の時既ニ談述し置ける処
宮ル エーデル ゲストトレンゲヘール 語欽 ユーステデン 堀
織部正會居地前書之条件を
談論して明白ニ了解せるを得たり
故ニ今在て報告を為すを得たり」
余委細ニ書記しある事情を了

解せしニ定られある所ニ至ては猶
宜しく思ハれ為る而
且此事件ハ亜墨利加ミニストルと参く
談判し数ヶ書物性理の證ニ定られ
ある故ニ余ニ於ても要ニ於て信ずべき
許多の縁故あり
ハルリス余ニ於ても最初の存意と双方ニ而
擬定せし変革を告知せり故ニ
余台下の照亮の為書記ニ存意を加ふ

台下に附日へと費さるゝ事ハ要の事
なるべし
又ハルリスの相偏ニ余より先き数段に
擲ける性急の路次て爰ハ從る
ミニストル且ツ大國人民の君主及び君の
名代の位階ニ相当せる者ハ之を聞
と得たし
余更ニ存意を述るなきなし 又なし
貴存あるなきなし 以使敬白

内閣文庫

グレートブリタニヤマーイエスティト
日本在留特派公使全権ミニストル ルーセ
ルホールト アールコック手記

同
ワイスコンシユル
エル、ユーステン西譯

申七月三日兵遣

貌利太尼亜特派全権ミニストル
エキセルレンシー
ルートセルホルトアールコツクに

貴國暦七十七号第八月八日附之書翰
落手
大君拝謁之為参府礼典其他中ノ
件々委曲申越之趣致承知候

鉄ニ而ハ出精致し国書持参いたし
其儀ハ先達而於長崎亜国ニ而も
城へ罷出候様被仰渡候通り
取扱ひ之上ハ右之趣申上候承知有之候
此段再應申上候此段相達候様

萬延元年申十二月三日

脇坂中務大輔

安藤對馬守

安藤對馬守え

一 外国奉行ニ而ハ右連名差出候下候
此段交際御縁ニ而も御座候ニ而ハ此下
候ニ付二番目ニ可差出相違無之
御書翰ニ持参御縁ニ而相迎候英
吉利ニ而ハ右之趣ニ而ハ御下候下ケ
四番目ニ而又相成申候上ケ三番目
ニ而進達相成候 以上 十二月

五十四番

畢テ一揖
上意有之テ于時通弁官書翰ヲ持
出ミニストルニ渡シテ揖縁ニ退キ下役ヘ
出ミ立書翰請取テ階ニ退キミニストル
謹揖
御会釈有之テミニストル最前ノ通
殿下段下ニテ四畳目二畳目ニテ揖
揖テ退去

五十四番

申六月晦日差出

第八十二号
外国事務宰相台下ニ呈ス
千八百六十年第八月十六日江戸
貌利太尼亞公使館ニテ
来ル日曜日ニ「ヱキセルレンシー」敬語ナリ
大君ニ拝謁ノ事定リシ由ト同人ヨリ
承知セリ此頃ニ同週日即チ七日ノ内最
都合宜キ日ヲ余カ拝謁ノ為メニ定メ

総て此上ニ記せし所持する余か君主の
書簡を交付いたし総而之を證せん為
己姓名を自

日本年号慶応二年八月日 マーイエスティト
の特派公使全権ミニストル
ルーゼルホルトアールコック手記
慶応二年八月日 マーイエスティトのワイスコンシユル
エル、ユーステン 正訳

第十五

中七月廿日於東禅寺酒井飛騨守松平石見守英国通弁官ユーステン
江対話之内

一 大君様御所労ニ付而ハ征長ハ今日ニ而ハ如何可相成哉
年寄共ニ而ハ

一 兵庫之港ハ戦争ニ相成候ハヽ大坂之港
落着ニ付候歟

一 兵庫港昨年十月中御条約日限迄も差延
おゐて仕付候得共此度英国之方先ニ差迫り候ニ付
御条約之通相開候積ニ御座候

こゝろえ候文以旨此勝ゆへきゝ申承りは

一 御座候ところにて可申上候

此ノ事ハ右之三十二ヶ条之内ニ而申上ル

一 以て当方へ文書ニ以旨済ミ取りて候事

申候ハ折角御手紙ニ而遣し可申候以て之様之義

又ハ書ニ而候者之以て之様之侍ニの在之候様

能申上候

一 こゝにてたん上ハ毎細申候以て之大切之候

以て御心にて表迄も頼ニ候ハハ申上候御留

一 右之節被差返候有ニ付候而御留

願ハ候て以旨にて候ハ先ニ被申上候

また候ハへ候ハハ者を以て申上候ハハ

図へ候ハ先ニ従来御在ハ其へ候ハハ

願在之候ニ付而候ハ

一 右之候ハ以て当方へ文書ニ候ハ

一 へ候ハ之様ニ当方を御ため御留願ハ

在之候ハ候ハ候ハ

一 右様之通リ祥描明候ハ候中ハいく来る

松平主殿頭へ可申上候

一 是又右ニ而可申付候

有田部

一 松平豊前守殿ニ而被相渡候御書付御用
義ニ付被仰付候御ニ而此中申上候様ニ付入
御勝手之儀ニ付右之段ヘ申上候旨承
猶又御用向之儀申付候ニ付申上候
八月十八日御国書写差上候義ハ御書写相済
未年在府之節御役高申上候旨扇子

右之御用ニ付御別紙申上候

一 番頭御用御仕形之儀存寄ニ而臨時合力
之儀申上候可被仰付候ニ而御免被成候旨
被仰出候ニ而可申上旨存候ニ付
右之段申上候

一 何分中之儀ハ上ニ而御座候

一 同年数中之儀振舞之節之用意旨之
振舞御用ニ付

一 右之振舞之儀之節御座候ニ付御掛り之儀可被成

並脇状之趣申上候処無余儀筋ニ付
以書面相願候通被仰付候ニ付
一同承知候
一 下田表ニ而上申之趣承知候
此段申達候

中畧

一 今日アメリカミニストル役ドルン登城
儀ハ登城被致
大君殿下ミニストル并通弁官其外一切
承知出張之儀ニ付承知仕候
此段申上候
一 取扱方之儀ハ雖然右之趣申
之候先達而申上置候通取扱致し候様
[illegible]
一 相願候ニ付相成候ニ付其段申上置
[illegible]

申七月五日差出

第八十五号

外国事務宰相ヘ

千八百六十年第八月二十日江戸

ブリタニヤ使臣館ニ於テ

余ブリタニヤマーイエスティトミニストルの

命ニ拠リ受取候ニ付殿下ニ告ミニストル

ニ大総ニ相成候且ツマーイエスティ

ト號女王より其職務を取

四十番

四十番

其事に於ては
大君ゟ擁滞の時到来せしめ度
華せる所ある事を委しく
しらしめ猶是世上に於て我国
人世一般大なる事件の速かなり
難く此る如き事を信用せると
恐惶謹白
ブリタニヤ、マーイエステイト の ワーイスコンシュル
エル、ユーステン
返答無之候

四十一番

申七月六日着
第八十六号
外国事務宰相に陳す
千八百六十年第八月二十一日江戸にてブリ
タニヤ使臣館にて
余謹て日本在留のブリタニヤ特派
之使全権ミニストルのマイエステート
大君に於て擁滞の旨言上申べき言
葉の趣意を諭し置きし事を述るなり

四十一番

恐惶啓白

江戸ニ来ルブリタニヤ、マイシテイト国
ワイスコンシユル
エル、エトスケンニ

前書ニ添申出

セイ子マーイエステイト騎
大君殿下ニ特別ニ時日本在留ハーレブリ
タニヤマーイエステイトの特派全権
ミニストル日本ニ翻訳
殿下
陛下ハーレ、マーイエステイトの特派全
権ミニストルとして日王の勤務を
マーイエステイトヨリ受ケ命を大

ブリタニヤ国及イールランドの女王なる
我君より受たまへり
右令パルレマントイエステイトの命令に
一致し日本と親親の関係を
益々増加せしめんと欲する女王の心願
を陛下に述しめんが為に権命を蒙れり
パルレマントイエステイトを無し人
民ハ為政の利益となる貿易
に親しき最和にして出行なる

国経の事件起るとも年月
を経し増長なす者も貿易の
交通に絶てハ大切なる事を生
免れり
臣が身上に親しくして生命安
代価の為代の業と利益
の為免年しミマーイエステイト政
府を助けて如此の如き事
御手に帰す安全なる事御代

協定書之外出入各国の役生
在る適當なる職務を勤め安ず
然も事を談ずべし且が
新業ニを出す事ニ不言遣書
候し
「バーレ、マーイエスティト」ハ江戸の於
在留ニ居留せる「デプロマチーケ
アゲント」全権ニて支那の如望ム
真面せる「バーレマーイエスティト」の

「デプロマチーケ、アゲント」と同官
位の者として見做され并信書
ならびに余ならびに「マーイエスティ
ト」と友睦の親密なる関係
を営ミ増大ならしむる協定及び
其王家の安全と其支配する所
支配せる国土の繁栄を計るを
を顕らは協定「バーレマーイエスティ」の書
翰ある額を達すべき命を受け
参りし

依ハーレマーイエステイトの書翰を譯して
殿下の命に奉呈するものなり

申七月七日來

鄭利太活亞ワイスコニルル。
ユスクワイル
エルユーステデンお
英書第八月廿一日附第十六号と題
此書第十二号ニ載スル
大君謁見之節上申ニ餘年言

薬の製法世上ニ有之候得共
外国学者共ニ而製出せし外薬法
あらはし
大君之為ニ宜しからさる事を以製造いたし度もの
ニ付外国より伝来する所其外ニ之レアル
ものも出来るべし右製造勝手次第
候事

万延元年申七月七日　溝口讃岐守
酒井隠岐守
堀織部正
竹本図書頭
鳥居越前守

示書添●ひ之入

上意振

口上之趣令満足両国之交誼彌厚

かるべし　遠境罷越久々在留太儀

申七月六日 [illegible]

一 英吉利ミニストル拝礼之[illegible]振
之[illegible]付申上候書付

一 上意之趣 今般満足之[illegible]安否
深く有り難く存し遠境罷越候趣
当方儀

右之趣
此度一ノ宿より船例外御用立
今之通御申候段申上候以上

申七月

溝口讃岐守
酒井隠岐守
堀織部正
村垣淡路守
鳥居越前守

第十六

申七月六日溝口讃岐守宅ニ而堀織部正立会
英吉利ミニストルアールコツクト對話之内

一 是迄大君殿下御國書別段
御國之御座候ニ付[illegible]
一 [illegible]大君殿下[illegible]
ニ而御座候

一 大君殿下[illegible]
一 [illegible]
[illegible]

第十六

一 前々ハ酒井修理大夫国替之節右之内下屋
城請取之儀者御老中方江被仰渡右之
出羽守御勘定奉行ニ被仰付候ニ付
御目付御使番之内被仰付候得共此度者
御目付衆之内被遣候事

一 御目付御使者ニ而不案内之儀右之
之御目付中御用ニ付被下右之御代官
橋之儀御勘定奉行之衆へ申達候

一 書院番組頭大番
城御目付御使者之衆者御越可被

之義御勘定奉行ニ付国事右之御老中之
家遣之候

此時修理面岸宗法坊申事ニ而相済候

一 右之者共御勘定奉行
先手衆之中御通り右衆之之御申之渡
御目付方之下通り之御勘定奉行衆へ
御申之候

一 御用御勘定奉行衆之御代官衆下
之御勘定衆へ被仰付候

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]候

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 右之[illegible]不可有候

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]事

一 [illegible]

一 右[illegible]候事

[illegible]心配

一 以前者院仏間ニ而座敷ニ而家老衆へ相渡申候

一 当日吉日ニ而申候

一 中日

一 此度御勤之座
大名ニ者居候而御勤ニ付候而者存御勤

一 以前之通

一 取勤候

一 去ル酉年後ニ而此儀者出仕仏家之勤
此年御礼日取之後ニ以前之通ニ候

本城之上之ニ而申候而者相勤候而其上ニ而
之ニ而相勤ニ而候而御座候而其御座候
後者ニ而之者御座候ニ而者御勤ニ者
以其儀ニ而出候ニ而御座候ニ御座候

一 右勤ニ而仏事ニ後ニ御礼以前ニ相勤

御法事之儀

一 其外其儀ニ而後以前之節ニ而出候
べしく候其後者ニ而者其後相勤候
勤以前之勤ニ而申候

一 右之書翰者ベレクルグロニ而有之候ニ付是ハ返シ不申候

但シ翻訳可申候以

五十五番

申 七月七日ニ達

英吉利国特派公使全権ミニストル

エキセルレンシー

ルーゼルフォールアールコック江

以書翰申入候　明後九日朝九時登城

大君謁見被　仰出候　依之此段申入候

拝具謹言

萬延元年申七月七日　脇坂中務大輔

五十五番

安藤對馬守

中 九四一九三九七號

内閣文庫

国立公文書館
National Archives of Japan